

NEW TOPICS

◆育児休業等の早期復帰を促すことは、ハラスメント？◆

【労働者の個別の事情やキャリアを考慮し復帰を促すことはOK】

子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、事業主が講ずべき措置に関する指針の一部が改正されました。「労働者の事情やキャリアを考慮し、早期の職場復帰を促すこと」が、ハラスメントとされる「制度等の利用が阻害されるもの」に該当しないことが、厚生労働省より告示第 234 号によって示されています。(平成 29 年 6 月 30 日付告示。施行:平成 29 年 10 月 1 日)したがって、労働者の個別の事情やキャリアを考慮し、早期の職場復帰を促すこと自体は、ハラスメントではないと考えていただいても良いでしょう。

【制度の利用が阻害されるような言動は、ハラスメントに該当】

その一方、「客観的にみて、言動を受けた労働者の制度等の利用の申出等又は制度等の利用が阻害される場合」は、ハラスメントに該当するとしています。現在の社内のキャリア制度が、法で定める範囲で育児休業を取りたいという方のキャリアに極端に影響を及ぼしているような場合(たとえば、育児休業等を取った者とそうでない者との間で、昇進・昇格・昇給時期や賞与等に差が生じる場合など)は、客観的に制度利用が阻害されることとなりますので、自社のキャリアの仕組みを見直しておく必要があるでしょう。

◆8月から、介護保険料の算定における「総報酬制」の導入が段階的に始まります◆

40 歳以上 65 歳未満の被用者が加入する介護保険の保険料の算定方法が段階的に変わります。従来、介護保険料の算定は(健康保険組合や協会けんぽ等の)各医療保険者の被保険者数に応じて行っていましたが、8 月から、加入者の報酬額に比例する「総報酬割」の算定方法へと段階的に移行します(平成 32 年度に全面導入となります)。この制度への移行により、報酬水準の高い健康保険組合については負担増となり、協会けんぽの場合には負担減となります。

◆個人型確定拠出年金(iDeCo)の法改正について◆

今年の 1 月に確定拠出年金関連の法改正があり、その 1 つとして個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入対象者が拡大されました。公的年金制度に加入する 60 歳未満の方は原則、すべて iDeCo に加入可能となっています。

【企業側の今後の対応について】

企業側としては、従業員の自助努力による老後の所得確保を後押しできますので、従業員満足度向上の機会と捉えることができます。

(1)企業型確定拠出年金(企業型 DC)実施企業の場合

すでに企業型確定拠出年金(企業型 DC)を実施している企業が iDeCo を導入する場合、企業型 DC の拠出限度額を引き下げた上で、iDeCo への同時加入を認める規約変更を行う必要があります。厚生年金基金や確定給付企業年金の資産の一部を iDeCo に移管できるメリットがある一方(この場合の個人拠出限度額:月 12,000 円)、拠出限度額引き下げによって掛金が減額されてしまう従業員がいる場合には、対応が難しくなるでしょう。

(2)企業型 DC を実施していない企業の場合

iDeCo は本来、個人が自分の意思で加入する制度ですので、加入手続きについては本人自身で行います。また、企業型 DC とは異なり、企業側は投資教育義務を負いません。ただし、社内で初めて iDeCo への加入を希望する従業員が現れた場合には、国民年金基金連合会への事業所登録が必要となります。なお、従業員が給与天引きを希望した場合、必ずしも受け付ける義務はありませんので、個人で納付して貰っても構いません。

9月の社会保険と労務

◇今年の 9 月分から厚生年金保険料率が固定となります。

旧:18.182%(労使折半各 9.091%)

平成 29 年 9 月以降:18.3%(固定)

(労使折半:各 9.15%固定)

今年(平成 29 年)まで毎年 9 月に(一般の場合)0.354%ずつ段階的に保険料率が引き上げられてきました。しかし今後は、保険料率の水準が固定となり、給付側の水準が調整されることとなります。したがって、保険料率の引上げは、今回の改定で最後となります。

なお、今回最後となる保険料率の改定に伴い、社会保険料(健康保険・厚生年金保険)が**当月引き**の会社は、9 月支給給与から厚生年金保険料控除額を変更してください。

◇7 月に提出した社会保険報酬月額算定基礎届により、9 月から標準報酬月額が改定される方が発生します(賃金変動がない方は変更なし)。社会保険料**当月引き**の会社は、前述同様、該当者の社会保険料控除額を変更してください。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

編集後記

東京オリンピックへのカウントダウンが続いています。開幕まであと丁度 3 年になります。2020 年の夏が今から楽しみです。(鈴木)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂 1-9-4 O D A ビル 7 階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>